調達要求番号:

	陸	上自	衛	隊	仕	様	書			
物品番号						仕	様書	番号		
						G Q	-N 1 7	0 0 7 2	2	
					ず大臣 が	承認		年	月	日
クラッカー,非常用糧食用				作		成	令和	元年1	0月3	0 日
				変		更		年	月	日
				作历		等名	補給	統制本部	需	品部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品のクラッカー、非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z00001による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は, "クラッカー"とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

食用精製加工油脂の日本農林規格(昭和54年農林水産省告示第1424号) 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格(昭和55年農林水産省告示第208号)

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書 GQ-N170053 非常用糧食通則, 01改

c) 法令等

食品衛生法 (昭和22年法律第233号)

農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)

計量法(平成4年法律第51号)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号) 食品表示法(平成25年法律第70号)

2 製品に関する要求

2.1 全般

この製品は、"食品衛生法"、"農林物資の規格化等に関する法律"及び関係規則に基づき製造されたものでなければならない。

2.2 栄養成分

栄養成分は、表1による。

表1-栄養成分

項目	規格	
エネルギー	358. 40 kcal以上	
たんぱく質	4.64 g以上	
脂質	17.76 g以上	
炭水化物	44.80 g以上	
食塩相当量	1.50 g以下	

2.3 材料

材料は,表2による。

表2一材料

区分	規定又は基準
小麦粉	異臭がなく,きょう雑物を含まない小麦粉
加工油脂	"食用精製加工油脂の日本農林規格"又は同等以上のもの
砂糖	グラニュー糖
ぶどう糖果糖液糖	"異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格"又は同等
	以上のぶどう糖果糖液糖
塩	品質良好な食用塩
モルトエキス	食品衛生上無害なもの
ライ麦粉	
発酵種	
膨脹剤	

2.4 加工

加工は次による。

- a) 表2の材料を混合し発酵させる。
- b) 2.4 a)を圧延,成形し,塩掛け,焙焼,掛け油した後冷却する。

2.5 充填

クラッカーを13枚ずつ2.8.2a)の内装袋へ詰め、口を閉じた後、2袋を2.8.2b)の外装袋(内側に脱酸素剤を接合したもの)へ入れ、袋内の空気を十分に脱気し製品とする。

2.6 内容量

内容量は、1包装26枚で88 g以上とする。

2.7 寸法

寸法は、焼き上がり寸法とし、次のいずれかとする。

- a) $縦48\pm2$ mm, 横 48 ± 2 mm, 厚さ 6 ± 0 . 2 mm
- b) 径48±2 mm, 厚さ5±0.2 mm

2.8 品質

2.8.1 品位

品位は、次による。

- a) 色沢及び香味が良好で、異味異臭がなく、きょう雑物などの混入を認めないものとする。
- b) 形状は, つぶれ, 割れ, 欠けなどの甚だしいものがないものとする。
- c) 焼き込みが均等で、かつ十分でなければならない。内部の組織は、均一な層状でなければならな

V /

2.8.2 容器

容器は、次による。

- a) 内装袋 内装袋は, 次による。
 - 1) 形状は、袋状容器を標準とし、細部は、製造者の仕様による。また、開封が容易に行えるように、上下は山型波線の形状とする。
 - **2)** 材料は、ポリプロピレン(40 μ m)を主材とし、細部は製造者の仕様とする。
 - **3)** 厚さは、 $40\pm 4~\mu$ mとする。
 - 4) 寸法は、幅55 mm×長さ145 mmを標準とする。
- b) 外装袋 外装袋は,次による。
 - 1) 形状は、平型の袋状容器を標準とし、細部は製造者の仕様とする。また、開封が容易に行えるように、上下は山型波線の形状とする。
 - **2)** 材料及び構造は、外側からナイロン($15 \mu m$)、アルミ($7 \mu m$)及びポリエチレン($50 \mu m$)を主材とし、細部は製造者の仕様とする。
 - 3) 厚さは、 $72\pm 8 \mu m$ とする。
 - **4)** 寸法は、幅132 mm×長さ200 mmを標準とする。
- c) 脱酸素剤 脱酸素剤は、酸素吸収量100 cc以上のものとする。
- d) **堅ろう性** 堅ろう性は、**GQ-N170053の2.3**による。

2.9 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で、仕上がりが良好なものとする。

2.10 製品の表示

2.10.1 全般

製品の表示は、"食品表示法"及び"計量法"の規定に基づくものとする。

2.10.2 表示方法

表示方法は,次のいずれかとする。

- a) 包装表面に直接印刷表示する。
- b) ラベルに印刷したものを包装表面に貼付する。
- c) a) 及びb) の併用による。

2.10.3 表示項目

表示項目は、製品の呼び方、名称、原材料名(添加物に含まれる特定原材料などを含む。また、重量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。)、添加物(原材料名の欄の後ろに、"/"で区切り添加物を記載することもできる。)、内容量、賞味期限、保存方法、製造者又は販売者、製造所(製造者又は販売者と同一の場合は省略できる。)及び栄養成分表示とする。

2.10.4 表示要領

表示要領は、製造者の仕様による。

2.10.5 ロット番号

ロット番号は、適宜の位置に表示することができる。

2.10.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は, "容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律" に基づく 識別表示を適宜の位置に表示するものとする。

3 品質保証

3.1 品質・保存性

品質及び保存性は、全国の倉庫(空調設備なし)で3か年(調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期の翌年度の4月1日から起算する。)貯蔵で品質が保証できる製品とする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本等

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用見本として、**表3**に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を受けるものとする。ただし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり、同一製造体制で製造する場合は、省略することができる。

20 13 MOV 13 20 1 1 0 C						
種類		規定	数量			
承認用見本	容器	2.8.2による。	1			
提出書類	包装材料証明		4			
	栄養成分表	2.2による。	4			
	材料証明	2.3による。	4			
	製造工程表	2.4 及び 2.5 による。	4			

表3-承認用見本など

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z00001の8.3による。